

デジタル貿易の現状と展望

青山学院大学
名誉教授 岩田 伸人

はじめに デジタル貿易の定義

今日のキーワードは「デジタル貿易」です。国際貿易の世界で、デジタルという呼称は、2000年以降に出て来たかと思います。それまでは FAX や電話が主流でした。ネット社会の中で生活している今の学生には、FAX や電話はあまり興味がないようです。

FAX や電話は、情報の伝達手段ですが、FAX や電話の情報は商品ではありませんので国際貿易の対象ではありません。貿易の対象になる物は形のあるもの、農産物や電化製品などで価格が評価し易い物です。ところが、デジタル化された情報の中には、国際貿易の対象になるものがあります。そこで「デジタル貿易」という言葉が出て参ります。

現在、デジタル貿易と言う明確な定義はありませんが、デジタル化された情報の貿易の事だと考えて良いと思います。

デジタル貿易の定義

デジタルを介して、デジタルあるいは物理的に配送が可能な財(goods)およびサービス(services)を外国との間で行う貿易のこと。(OECD,2018)。



要するに、企業や政府、個人がデジタル回線を使って、海外と貿易を行うことであり、インターネットを用いて、海外のデジタル動画や文書を閲覧や定期購読を行ったり、海外から(書籍や家電品などを含む)財(goods)を購入することも含まれる。

つまり、一般ユーザー(消費者)がスマホやパソコンを使って、アマゾンなどから玄関に荷物を届けてもらったり、海外に荷物を発送することもデジタル貿易である。

国家や企業が、デジタル貿易を禁止したり、ITプラットフォーム企業(GAFAなど)が独占市場を形成したりすれば、グローバル企業のサプライチェーン(製品の原料・部品調達や物流ネットワーク)が分断されたり、人々の日常生活にも大きな支障が出る。

貿易は国と国とをまたいだ取引の事です。今の学生は、ほぼ毎日、通学の電車の中でスマホやパソコンの画面で、海外の映画を含めて、さまざまな情報を一定の金額を前払いして(これをサブスクリプションと言います)観ています。

このように料金を払って、海外から発信されたデジタル情報を観るということは、学生たちがデジタル貿易を行なっている

ことになります。

学生だけではなく、皆様の中にも恐らく、Amazonの有料会員になって商品を発注されておられる方は、ほぼ自動的に海外の映画や動画をご覧になれる環境にあると思います。

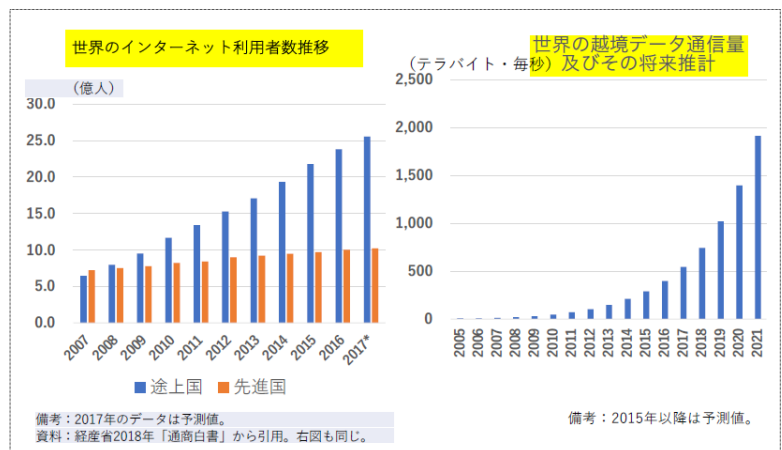
国境をまたいで海外の情報を入手した場合、それにお金を払えば、これはデジタル貿易になります。Amazonで発注した商品が海外から送られてきた場合も、デジタル貿易をした事になります。

デジタル貿易は、私たちの日常生活の中に、知らず知らずのうちに浸透していると考えて良いと思います。

デジタル貿易とは、インターネットと呼ばれるデジタル回線を使って、海外から商品(これは映画でなくても本や家電製品であっても良いのですが)を、発注や受注をした場合、これが国をまたいでいけばデジタル貿易となります。

先程デジタル貿易の定義はないと言いましたが、イメージとしてはご理解頂けたのではないかと思います。

右図に2つのグラフがあります。左のグラフは横軸が西暦で、縦軸は人口を表



しています。2017年迄ですので、少し古いデータですが、今世界の人口は80億人、この当時は60億人台だったと思います。少子高齢化の先進国と違ってアフリカや南米、アジアでは人口は急増しています。

このグラフはインターネットに接続できている人口を先進国と途上国に分けています。2007年から2017年迄で、青いグラフで示した途上国の方は、年々コンスタントに上昇しているのが解ります。

2007年は、途上国(青いグラフ)でインターネットに接続できる人は5億人強で先進国(赤いグラフ)と同程度でした。2017年になりますと途上国ではおよそ25億人、先進国が10億人で、このグラフから推測すれば、現在は世界の総人口の7~8割はネットに接続できる環境にあって、残りの2~3割がインターネットの接続できない環境にあると思われます。従って、ネット業界の伸びしろは、まだあると思いますが、そのようなネットに接続できない人は途上国の奥地であったり、インターネットを必要としない生活をしている人だと思えます。

前頁右のグラフは2005年から2021年までのデータ通信量で縦軸はデータの容量で急増しているのが解ります。映画、動画などが増え、企業間でも国境を越え大量にやり取りする時代になっています。2023年はこのグラフに入りきれないほどのデジタル情報が国境を越えて通信量は急速に増えていると思えます。

自由貿易体制の発端

この写真はローズベルト大統領とチャーチル首相です。この二人が中心になって現在の自由貿易体制の骨格が作り上げられたという事になっています。

自由貿易体制の発端



第二次世界大戦が始まってまもなく(正確には日本が太平洋戦争に突入する数ヶ月前に)、米国のローズベルト大統領と英国のチャーチル首相の二人が、戦後世界の体制について、グランド・デザインを考えた。これは Atlantic Charter (大西洋憲章)と呼ばれ、第二次世界大戦の終了後、それらのほぼ全てが具体化された。

- 戦勝国の常任5カ国(米、英、ソ連、中国、フランス)を中心とする**国際連合**、
- 固定相場制を維持するための国際機関**IMF**(International Monetary Fund)
- グローバルで自由無差別な貿易を進めるための国際ルール「**GATT**」、

1941年8月12日、米大統領ローズベルトと英首相チャーチルの会談。その内容は、後に「Atlantic charter」「大西洋憲章」と呼ばれることになった。

GATTは、元々はITO(国際貿易機関)となる予定だったが、完成の直前になって米国議会が反対したため、自由貿易のルールであるGATT(関税および貿易に関する一般協定)を、あたかも国際機関のように位置付けて約50年間存続(1948~94年)、1995年には、WTO(世界貿易機関)が発足した。

第二次世界大戦が1939年に欧州で始まり、日本が参戦したのはハワイを奇襲攻撃した1941年12月7日となっています。その約3ヶ月前、二人は大西洋の島に係留した英国の戦艦プリンスオブウェールズの中で、この戦争が終結した後の戦後の世界体制をどうすべきかについて、一週間くらいかけて合宿して考えたといわれています。

その練られた内容には Atlantic Charter (大西洋憲章)と言う名前が付けられました。中身のポイントは3つありました。第一は、国際連合を作る、第二は、変動相場制は世界経済を不安定化させて戦争につながるので、今後は固定相場制にすべきであり、そのために IMF (International Monetary Fund) という国際機関を作る、第三は、今日の講義と関係するのですが、自由貿易体制を構築することでつまり戦争が起きるのは国々がブロック化をして友好国同士だけで貿易をするならば、そこから排除された国は資源を確保するために、結果的に戦争になる、そうならないように自由貿易が揺るがない体制が必要だと考えた、というのです。

第二次世界大戦後、この第3番目を実現するために設けられたのが GATT(General Agreement on Tariffs and Trade)です。「関税および貿易に関する一般協定」という日本語の名称が付いていますが、当初2人が考えていたのは GATT という「国際協定」だけではなく、ITO (International Trade Organization)という国際機関を中心にした全世界の自由貿易体制でした。

しかし、ITO が発足する直前になって、米国の議会が反対したため、これに代わって国際協定としての GATT をあたかも国際機関のように扱うことにした訳です。ローズベルトとチャーチルは、ITO を作る方針で、当初はアメリカがリードしていた訳ですが、これに米国議会が反対した理由は「ITO ができると国際貿易体制におけるアメリカの影響力が削がれてしまう」ためと伝えられます。

他方、国際連合は米、英、ソ連、中国、フランスの5カ国の常任理事国を中心に構成され、さらに IMF を中心とする(米ドルと金の交換レートを固定する)固定相場制がしばらくは上手く行きましたが、1971年のニクソンショック時に米国がドルと金との固定交換レートを維持できなくなり、ついに1973

年には事実上の変動相場制になって、今に至っています。

この二人の Atlantic Charter は崇高な理想に燃え二度と戦争を起こさない思想が背景にあってでき上がったものですが、それが今揺らいでいます。それどころか、このままでは、まるでダムが決壊するように世の中が激変する時が来るのではと危惧しています。

国々は、GATT というルール(国際協定)を中心とする自由貿易体制を 1994 年まで維持しました。さて、「自由貿易」とは何かを今一度考えてみますと、ローズベルトとチャーチルが考えた自由貿易は、関税を上げるからブロック化になり戦争が起きるので、関税を上げさせないこと、つまり、関税を下げる工夫を GATT の中でルール化して、それを破った国には罰則を与えるとしました。つまり、GATT の基本原則として、GATT 加盟国(当時は締約国と呼称)は、第一に関税を下げねばならない、第二に、相手国を差別してはならない(無差別原則という)の二つのアイデアを組み込みました。

注意すべきは、GATT では関税を”下げる”ことは加盟国の必須条件ですが、関税を”撤廃する”ことは必須条件にはなっていません。国際貿易の自由化の理想は関税が撤廃される事なのでしょうか。多分違います。

そもそも関税の歴史は古く、およそ 2000 年前のキリストが生まれた時代の前からありました。関税の目的は国内産業を守る事に尽きると思います。関税によって自国民の生存に不可欠な特定の国内産業が守られている国もあります。日本もそうです。

関税を全面的に撤廃すれば、国内の重要な産業が衰退する可能性もあります。このことから、GATT では、関税を全て撤廃することは求めてはいません。ならば、関税はどれだけ下げたら良いか、という問題が残ります。

GATT は、1995 年に WTO(World Trade Organization)という国際機関に変わりました。WTO は、ローズベルトとチャーチルが考えた ITO と似た国際機関であり、ルールは GATT のルールをベースにして、これに「サービス」の自由化やその他の新しい分野が加わりました。「サービス」には、デジタル貿易や観光、国際物流、国際金融、教育、など非常に多くの業種が関わっています。これらの自由化を WTO の下で少しずつ進めようとしています。

戦後の 1948 年から 1994 年末までが GATT 体制であり、1995 年以降から今に至るのが WTO 体制と呼ばれています。

ドーハ・ラウンド

ドーハ・ラウンドは、WTO の下で開始された、貿易の自由化に向けた最初の多数国間交渉の名称であり、中東のドーハ(カタール)で開会宣言がなされました。

関税を下げる交渉の名称になります。ドーハ・ラウンドは、2001 年から始まって、この交渉を中心にして他の自由貿易を妨げている要因をなくして行く作業はまだ終わっていません。普通は 4 年程度

で次のラウンドに進みますが、ドーハ・ラウンドは 20 年以上たってもまだ終わっていません。それ迄のラウンドは数年おきに関税引き下げ交渉が行われてきたが、ドーハ・ラウンドは理由があって 2000 年頃から関税を下げる事だけでは自由化ができない事が解ってきました。例えば、国々の書類の手続きなど貿易を妨げている要因や、税関の手続きとか、職員の安全規則が国によって違う、安全か解らないものは輸入規制しても良いとする EU の考え方、安全か解らないものは自由貿易をすべきだと考えるアメリカ、いろんな考えがあって意見がまとまりません。

それ迄も意見が合わなかった事もありましたが、関税交渉が数年おきに終わっていたのは何故でしょうか。1995 年頃まで WTO の実質的な主導国はアメリカ及びその西側先進国でした。その頃は、全ての国々の賛成を得る為にどうしていたか。アメリカに反対する国が出て来たらその国に経済援助を行ったり、反対するグループに対してグループが要求する事項を丸呑みしたりして大国であるアメリカ

WTOドーハ・ラウンド

現在、WTOには
日米EUのような **民主主義**市場経済国家、
中国のような **社会主義**市場経済国家、
ロシアのような **専制主義**的市場経済国家も加盟している。

自由無差別な貿易の維持・拡大を基本理念とするWTOの下では、国々は財(goods)やサービス(services)の貿易を拡大させるための工夫として、数年ごとに全加盟国が参加して開催される交渉(=ラウンド)によって、先進国を中心に関税(tariffs)の引き下げ・撤廃を続けてきた。

デジタル貿易の自由化を確固たるものにするためのルール交渉もドーハ・ラウンドで初めてスタートした。
しかし2001年から始まったドーハ・ラウンドは、先進国と途上国の主張が対立し、2023年現在も妥結(終結)していない。

そこで、デジタル貿易の自由化ルールを主導したい国々は、公式なドーハ・ラウンドとは別に、非公式な会合(=有志国会合)を設けて、そこでデジタル貿易のルール作りを進めることにした。→次ページへ

回数	開催年	開催地または名称	参加
第1回	1947年	ジュネーブ	23
第2回	1949年	アンタス	32
第3回	1951年	トーキー	38
第4回	1956年	ジュネーブ	26
第5回	1960~61年	ディロン・ラウンド	26
第6回	1964~67年	ケネディ・ラウンド	62
第7回	1973~79年	東京・ラウンド	102
第8回	1986~1994年	ウルグアイ・ラウンド	123
(1995年1月1日...WTOの発足)			
第9回	2001~	ドーハ・ラウンド	当初153→164 (2023年4月現在)

カが自らの経済力や政治力を犠牲にしながらか他の国を巻き込んできました。

反対する国がでてきてもそれをまとめる事ができたアメリカの国力、政治力が 1995 年以降になると次第に低下し始めます。1 か国でも反対する国が出たらその国を説得できない限り決着が付きません。ドーハ・ラウンドは反対する国が出て決着がつかない状況が続いています。

アメリカが提案する自由貿易のための提案に反対している国の筆頭はインドと南アフリカです。WTO はコンセンサスでやって来たがアメリカの経済力が落ちてきたことでコンセンサスを得られなくなり 2001 年に始まったドーハ・ラウンドは、結局まだ終わっていません。この状況で今日の本題のデジタル貿易の自由化も WTO の下ではできていません。

デジタル貿易の自由化を進める世界共通のルールとして、アメリカが提案しているデジタル貿易のルールが 4 項目あります。これに賛成する国はアメリカとほぼ同じ提案を出している、日本、オーストラリア、EU、シンガポール、ニュージーランドです。しかし、それら以外の多くの国は、先進国が提案する 4 項目の全てを受け入れるのは難しい状況であり、ドーハ・ラウンドではデジタル貿易の分野でも、コンセンサスが得られない状況が続いています。

アメリカを始めとする国々は、WTO のドーハ・ラウンドとは別に、デジタル貿易の自由化を進めるためのルールを作り、そこで策定した内容を WTO の多数国間会合で採決するのが現実的ではないかと考えてグループ化を進め、そのグループの事を日本語では有志国会合 (Joint Statement Initiative) と呼んでいます。

有志国会合

自由化を進める為にいろいろな条件がありますがそれを組み込んだルールを作りたい。このグループの筆頭は勿論アメリカです。でき上がったアイデアを WTO の全体会議にかけなければならない、そ

有志国会合 Joint Statement Initiative, JSI

WTO 全加盟 164 カ国の中で、デジタル貿易の自由化を進めるためのルール作りを主導する国々(日本、米国、EU、シンガポール、オーストラリアが中心)が、WTO の公式な会合とは別に、有志国会合(Joint Statement Initiative, JSI)なるグループを構成し、そこで、改めて、デジタル貿易自由化のためのルール作りを進めてきた。

しかしこれには、中国やロシアも参加しているため、有志国会合としての全会一致を得るには、中国やロシアなども賛成するような緩い内容にする必要がある。

(インドと南アフリカは JSI に未参加。いずれもグローバルサウスの主要国)

2023 年末に、有志国会合の結果が出るとされている。

注) 国際交渉の場では、従来から用いられている表記“電子商取(Electronic Commerce)”を“デジタル貿易”(Digital Trade)の代わりに用いている

ここで全ての国が賛成してルール化になる訳です。全ての国が賛成してくれるルールをつくらなければならない有志国会合の参加国は 89 カ国です。

この内容を紹介したいと思いません。現在 89 カ国が有志国会合で議論をしています。自由化したいから参加している国だけでなくルールの中身を知りたいとして入っている国、ロシアや中国もいますし欧州は 38 カ国あり、この中にはウクライナも入っています。EU から

脱退した英国も入っています。北米は 3 カ国、南米・中南米は 14 カ国、アジア・中央アジアは 16 カ国、日本も中国も入っています。最近オマーンが入り今年の 1 月にキルギスが入っています。大洋州は 2 カ国、中東・アフリカは 14 カ国です。

世界はおよそ 200 カ国、国連加盟国は 193 カ国、国連に加盟していない国もあります。WTO に加盟している国は 164 カ国ですが、この中には EU(という 27 カ国のグループ)も一つの国としてカウントしており、香港もマカオも台湾も一国として数えています。

WTO のルールブックを見ますと加盟できるのは国単位ではなく関税地域で入れます。日本は税関が 9 か所位あるので、9 地域に分けて別々に WTO に加盟することもできるのですが、そうすると国家としての統制が取れなくなりますので、どの国も通常一国単位で WTO に加盟する事になります。

WTO 加盟国の半分強がデジタル貿易の自由化のルール作り「有志国会合」に参加しています。デジタル貿易の自由化は大事だと半分以上の国は認識していますが、南アフリカとインドは入っていませんが、それ以外の国で有志国会合に参加していないのは国際貿易に縁遠い国、アフリカの内陸国等の

国々です。それらの国は大勢に従う国と考えて良いのだろうと思います。

デジタル貿易のための条件

デジタル貿易の自由化する為にはどのような条件が必要なのか、そもそも自由化が望ましいのであれば何もルールを作らない方が良いのではないかと、という人もいます。しかしルールがなければデジタル貿易の自由化をしたくない国は、デジタルデータを自分の国に都合のよい仕組みを作って、国民や企業の活動を管理しようとしています。

中国は国内のデータを国外に出す場合は原則、中国政府(共産党)の許可が必要です。中国政府は、すでに「政府が、国家安全保障の観点から重要なデータと認定したデータは、直ちに国家に提供せねばならない」(インターネット安全法、2017年施行)とする趣旨の国内法をいくつか設けています。これら国内法の対象は、中国国内で活動するすべての中国企業と外国企業です。中国でビジネスを展開している企業は、通常は、日本や欧米の国内と同じく自由にデータのやり取りができますが、一旦、この国内法に抵触すれば、それ以降は自由なデータの移動ができなくなくなります。個人情報も、これら国内法の対象になります。

私達は日本国内にいろいろなデータを海外から入手し、やり取りできますが中国国内にいる人はできません。

何もルールがなくても良いと思うのは間違いで、ルール化できない仕組みを持っている国があり、そのような国にも自由化させなければいけない。その為にルールが必要です。

デジタル貿易の自由化に積極的な国は日・米・EU・シンガポール・オーストラリア、これにニュージーランドも入った国々で、EU 以外は太平洋に面しています。それらの国はデジタル貿易の為の四つの条件が必要であると主張しています。

① 国家は、電子的送信に関税を課してはならない。

ネットを使って海外から情報を入手して、お金も支払いますがそれに関税を課してならない。使う側からすれば関税がかかると使い難い。1989年クリントン大統領がWTOで電子的送信に関税をかけないと発言したが、どの国も反対しなかった。当時、情報通信はFAX、電話が主流でこれらに関税を課さないのは当然と考えていたからで、その後に電子的送信(electronic transmission)で送信される動画、文字情報、電子ブックが出て来たがこれらにも関税を課さないとなりました。しかし、それは商品であるのに関税を課さないのはおかしいとインドと南アフリカが反対し、他の国も当然と考えたが、全体から見れば電子的送信に関税を課さない方が貿易が活発になるだろうと言う事になって暫定的に全ての国が賛成した。しかし暫定は反対する国が出て来た時はそこで終了と言う事です。

② 国家は、データが国境を超えて自由に移動することを規制・禁止してはならない。

ネットを普通に使っている人からすれば突然データが遮断されてしまったら困ります。しかし全ての国がこの項目に賛成してなく、現在もロシアとウクライナの間はデータが遮断されています。中国では国内のデータを海外に持って行く場合は国家の許可が必要で国境を越えて自由にデータをやり取りする事はできない状態です。アメリカ政府にはそのような規制が一切ありませんのでアメリカはデータを自由にやり取りできています。AmazonやGoogle、Facebookなど殆ど全てのプラットフォームはアメリカの会社でするのである国が遮断してしまうとアメリカの企業の利益が損なわれますからアメリカとしては全ての国に賛成して欲しいと思います。

中国はこれには反対で中国に限らず社会主義の国は国境を越えてデータを自由にやり取りすることは社会主義を転覆させるデータも入って来るので、データを国が管理できる状態にしていた方が良く考え賛成していません。

デジタル貿易のための条件

ドーハ・ラウンドでは、
日・米・EU・シンガポール・オーストラリアの5カ国を中心に、デジタル貿易が自由に行えるためのルール作りが進められてきた。
これら5カ国は、少なくとも次の四つが必要であると主張する。

①国家は、電子的送信に関税を課してはならない

②国家は、データが国境を超えて自由に移動することを規制・禁止してはならない

③国家は、外国企業に対しコンピュータ(サーバー)を当該国内に設定するよう求めてはならない

④国家は、外国企業にデジタルデータのプログラムやソース・コードなどを開示するよう求めてはならない。

・WTO全加盟国は、上記①については、暫定的に合意(賛成)した(1998年第二回WTO閣僚会議)。

・だが、他の②③④については、合意が成立していない(WTOでは全会一致が原則)。

③ 国家は、外国企業に対しコンピュータ(サーバー)を当該国内に設定するよう求めてはならない。

日本企業も中国に進出しています。活動している企業はデータを本国に送りますが、サーバーを日本に置けば良いのですが中国政府は中国国内でビジネス活動をする企業はサーバーを中国国内に設置する事を決めています。するとデータの移動に規制がかかるので、そのようなことをやってはいけないと定めています。これはアメリカの意向が強く出ている典型です。

④ 国家は外国企業にデジタルデータのプログラムやソース・コードを開示するよう求めてはならない。

企業は機密情報であったり、企業が開発したアイデアをネットでやり取りしています。それを国が入手する事があれば機密が漏れてしまう、機密情報を国が開示せよと言ったりすると企業間の競争も削がれてしまいます。アメリカからするとこの4番目の条項は絶対必要で企業の内部情報、新しく開発されたプログラム、特許のデータをその国の政府が企業に要求し開示、オープンにしたら企業活動ができなくなります。

中国の国内法では国家安全保障に重大な影響を与えるデータは中国政府が開示を要求したら企業側は、すぐに開示しなければなりません。中国に進出している企業はいつ要求されるか解らないので戦々恐々としています。従ってアメリカを中心とする先進国はこの第4番目をルールとして盛り込むべきと主張しています。

国際貿易とは、民間企業のビジネスが中心だと考える人達は、政府が介入する事を嫌います。他方で国際貿易であっても国家が脅かされる時はいかに自由貿易であってもデータを国家が管理した方が良く考える社会主義的な国があります。そう考えると国際貿易には、国家の思想や体制が関わってくることとなります。

三つの潮流

デジタル貿易についての国家には三つの潮流があります。

一つの典型は、中国の考え方と言って良いと思いますが、社会主義体制を維持する為には国家がデータを管理すべきだと考える国があります。

三つの潮流

現在、WTO加盟国の間では、米国、中国、EUに代表される三つの考え方がある。

- **「中国政府の方針」**・・・社会主義体制を維持する必要から国家(政府)がデータを管理する。そのための国内3法(以下①②③)
 - ①「ネットワーク安全法」(2017年6月1日発効)
 - ②第2に、国内のデジタル・データを国家が保護・管理するための「データ安全法」(2021年9月1日発効)
 - ③国内の個人情報保護とその海外移転を規制する「個人情報保護法」(2021年11月1日発効)
- **「米政府の方針」**・・・自由な民主主義体制を維持するためには、国家がデータの自由な越境移動を規制すべきでない、
- **「EUの方針」**・・・データをビジネス・データと個人データとに分け、個人データについては、データの発信者である本人の同意が得られた場合のみデータの第三者による加工処理および(EU域外への)越境移動を認める。
→これら三つの潮流は相互に相容れない面もありながら、他のWTO加盟国の間にも浸透しつつある。

社会主義体制を維持する為には**国家の存続**が重要であり、国家が転覆してしまうと社会主義体制が維持できません。そのために政府は、データを国家が管理すべきだと考えます。中国は第二次世界大戦の終わりに生じた内乱で、中華民国(蒋介石)の側と戦って今の中華人民共和国(毛沢東)が大陸本土で建国し、共産党が支配することになりました。その当時、地主と小作

人との貧富の差が大きく毛沢東政権は地主から土地を取り上げ国有化しました。中国だけではなくモンゴルもまた、今でも土地は国家のものであり、データも国家のものとする考え方を打ち出しています。

これが日常生活とどう関わってくるのか、日常生活の中では、中国でも日本でも同じで、人々にはプライバシーが保護されます。違うのは、何か国家に都合の悪いことが起きた場合に、政府が(中国国内でビジネスをおこなっている)外国企業へ「国家安全上の理由」からデータを提供するように要請した場合、当の外国企業は拒否できません。おそらく、中国国内で政府からデータの開示を要請された企業は、そのことを外部に漏らすことも禁じられていると推察されます。

二つ目の典型は、これと真逆で、自由な民主主義体制を維持するために、国家はデータの自由な移動に介入すべきではないという考え方です。アメリカに限らず多くの民主主義の国々はこの考え方に賛同しています。

三つ目の潮流は EU(欧州連合)の方針に由来するものであり、既に全世界へかなり浸透して来ているのでEUだけの潮流ではありません。これは、データをビジネス・データと個人データとに分けて、ビジネスに関係するデータはアメリカの方針と同じで、自由に国境を越えて移動できるべきである、しかし個人データについては、データを発信した本人の了解があって初めて第三者にデータを渡したりそのデータを加工する事ができるとする考え方で。

第二次世界大戦中、ドイツでホロコースト(大量虐殺)が行われた時に、当時のナチスがユダヤ人をどうやって正確に探し当てたかです。ドイツ政府は国勢調査と称して全国民の家族構成、宗教、人種等々の調査を、(当時のIBM社のパンチカード読み取り式の)計算機を使って集計しました。

国民は、国勢調査の本当の目的を知らされることなく、各家庭の情報を提供した結果、多くのユダヤ人が特定されて虐殺されました。EUでは、この事がトラウマになっていると言われています。

つまりEUでは、個人データを本人の了解を得ないで勝手に収集し、それを別の目的に使うことは許されないだろうという考え方が根底にあります。このEUの考え方は日本でもインドでも採用されました。中国もこのような考え方を輸入してきています。しかし中国では、政府の要請があれば、たとえ個人データであろうが企業秘密データであろうが、即、開示して提供せねばならないはずで。

以上の三つの潮流は並行する川に流れのように交差・合流することはないと考えている人もいますが、3番目のEUの考え方は全世界に徐々に広がって行くと考えられますので、幾分は個人の自由やプライバシーは保てる可能性はあります。しかし、中国とアメリカの考え方は交わる事はないのではないかと、その時はお互いに妥協しなければならないと思います。

デジタル貿易の自由化ルールがきまらないのはなぜか？

デジタル貿易のルールを作りたい国と反対する国、又無関心な国といろいろな国があります。従来はアメリカ一強の時代があってアメリカの意見に反対する国が出てアメリカを中心とする西側の国々が経済援助やさまざまな支援・協力を与える事で反対派を押さえてきましたが、今の米国の国力だけではそれができなくなってきました。

それを踏まえてデジタル貿易の自由化がなかなか国際的な合意に至らないのは何故なんだろうということを掘り下げて見たいと思います。

四つ挙げています。一つ目はローズベルトとチャーチルが考えた二次大戦後のWTOの自由貿易体制は、時代遅れであるという考え方です。1940年代にできた自由貿易体制をベースにしたものが存続すること事態が奇蹟かも知れません。その体制は基本的には戦争の要因となる関税を下げる事が基本でした。しかし、デジタル貿易は関税を課す課さないの議論が当てはまり難い分野です。理由は明らかで、デジタル情報は形がありませんから関税を課す場合は別の仕組みが必要になります。現在、関税は「税関」を通る際に課され、そこを通らないものには課す事はできません。

デジタル貿易の情報に関税を課すとなると、新しい仕組みが必要になります。WTOの自由貿易体制が古いということではなく、デジタル貿易が新しすぎるということです。

二つ目はWTOにおける米国の優位性が弱まりつつあるのでデジタル貿易のルール化がなかなか決まりません。1995年頃まではアメリカ一強の時代であったが、現在のアメリカには経済的にも余力もなくデジタル貿易のルール化をアメリカが提唱しても反対する国は賛成には回りません。しかし、アメリカをサポートする、日本、EU、カナダなど何ヶ国かがアメリカと一緒にデジタル貿易のルール化を進めようとしています、それらを合わせても昔のアメリカのパワーには足りないと言えます。

三つ目は、世界では「自由貿易」の確保よりも「国家の安全」確保が優先されつつあり、デジタル貿易の自由化よりも国家の安全の方が優先順位は高く、国家の安全をどうするかの議論を先にすべき

デジタル貿易の自由化ルールが決まらないのはなぜか？

<p>考え方1) WTOの自由貿易体制は、時代遅れである</p>	<p>➡1) コンセンサス方式による意思決定、無差別原則による自由化。</p>
<p>考え方2) WTOにおける米国の優位性が弱まりつつある</p>	<p>➡2) 米国が主張する自由貿易の考え方は、全ての国々に当てはまらない</p>
<p>考え方3) 今世界では"自由貿易"の確保よりも"国家の安全"確保が優先されつつある</p>	<p>➡3) 米国(政府)は、自由な民主主義を、中国(政府)は、国家による社会主義を維持することが国民の幸せにつながると見ている。</p>
<p>考え方4) 重要資源を確保するためには、フレンドショアリング(friend-shoring)の強化が必要。</p>	<p>➡4) 友好国のグループ内だけで、重要資源のサプライチェーンを構築すること。重要資源=半導体、自動車用蓄電池、レアアース、など。</p>

だと思われています。ロシアのウクライナ侵攻が象徴的だと思います。だから議論が進まないが、しかし国家の安全の確保とデジタル貿易の自由化は次元の違う話です。

先程の話の繰り返しになりますが、社会主義の国々は国家の安全を守る為には、あらゆるデータが国境を越えて自由に移動することにリスクがあると見ているようです。そのため、デジタル貿易の自由化を確固たるものにするためのルール作りには反対するのだと思います。

四つ目は、重要資源を確保するためには、フレンドショアリング(friend-shoring)の強化が必要で、現在資源は地域で偏りがあります。ウクライナ侵攻の影響で小麦や飼料の国際物流が滞った為に日本では飼料の入手がやや困難になって、結果的に鶏の飼料の価格が高くなり卵の高騰に繋がっています。同じようなことが半導体にもいえて、一般レベルの半導体は世界に充分供給されていますが、高度なレベルの半導体は友好国グループの中でのみ使えるようにしたいというのがバイデン政権の方針です。

日本も米国の方針に賛同するグループに参加しています。半導体、自動車の蓄電池などは中国に依存するのは危ないのでアメリカや同じ友好国のグループ内で製造する。一つのグループの中で調達できるようにして、なるべく中国に依存しないようにする事が起きつつあり、世界の貿易が分断されつつあります、同じような分断がデジタル貿易の自由化についても言えるのではないかと、データだけが社会主義国と自由主義国の間を自由に移動できる状態は多分あり得ないと思います。

デジタルの貿易貿易化を進めるルールづくりで、全ての国の賛成が得られないのは、この四つ理由ではないかと思えます。

そもそもデジタル貿易の自由化は必要なのか？

そもそもデジタル貿易の自由化は必要なのか、今日はデジタル貿易の自由化は必要という前提で話をさせて頂いておりますが、本当に必要なのか、振り返って見たいと思います。

既に回答は出ているように思いますが、データにはいろんな種類があります。①民間企業に関わるビジネス・データ、②個人に関わる個人情報やプライバシーに関わるデータ、③政府が発信したり政府の影響下にある機密情報、そして、④政府が国民に充分広く周知させたいと考えて発信している情報があります。例えば年金、税金情報等々で国民誰にも知って欲しい自由にアクセスできるデータこれをオープン・データ、⑤フェイク・ニュース、迷惑メール、信憑性がない匿名データ等々で良くスマホに送信されてくる偽情報、これら5つデータがあります。

民間企業のデータにも自由に人々が入手できる広報のデータもあります。個人データには住所、氏名、性別、家族構成、出身地・国籍、経歴・学歴、病歴等があり、公開して欲しくないデータもあります。

アメリカでは国籍を新規採用の条件にはいけないという事もあります。私達は Amazon 等にクレジットカードのデータを渡していますが、時々データが外部に漏れてしまう事があります。その事を私達は織り込み済みとして提供している可能性があります、賠償しろと言う人もいますが個人データ全てをオープンにすべきではないと言う人は多いと思います。

地域貿易協定(Regional Trade Agreement, RTA)

地域貿易協定 (Regional Trade Agreement, RTA)

WTOの加盟164カ国は、GATT時代(1948~94年)から、EU(欧州連合)のような国々の集合体(RTA、一般にFTA)を形成してきた。
この集合体(RTA/FTA)は、2023年現在、全世界に約350はある。

RTAは、GATT/WTOの基本理念である自由無差別な貿易の維持・拡大には反するのだが、世界全体の貿易の拡大につながる条件(GATT第24条、GATS第5条)を満たせば、例外として認められてきた。
その一例は、TPP (=CPTPP)

TPPには、今のデジタル貿易の自由化に必要な4つの条件(①~④)がほぼ全て、組み込まれている。

*TPPの主要国は差別は米国だったが、完成の直前に、当時のトランプ大統領が(選挙公約に従って)TPPから脱退し、その後、日本が主導してCPTPPとして完成させた。

- ① 国家は、電子的送信に関税を課してはならない
- ② 国家は、データが国境を越えて自由に移動することを規制・禁止してはならない
- ③ 国家は、外国企業に対しコンピュータ(サーバ)を当該国内に設定するよう求めてはならない
- ④ 国家は、外国企業にデジタルデータのプログラムやソース・コードなどを開示するよう求めてはならない。

アジア太平洋地域における経済連携とその構想

APEC (FTA/AP) 構造図:

- RCEP (ASEAN, タイ, インドネシア, フィリピン, シンガポール, マレーシア, 東ティモール, ブルネイ)
- 日中韓FTA (中国, 日本, 韓国)
- ASEAN (カンボジア, ラオス, ミャンマー)
- TPP (カナダ, スイス, シンガポール, チリ, 米国)
- その他: ロシア, 香港, パプアニューギニア, 台湾

TPP(CPTPP ともいいます。)の加盟 11 カ国の中では、お互いに、ほぼすべての貿易品目の関税を撤廃しています。最初に提唱したのはアメリカでしたが TPP の発効直前になって、米国議会(トランプ大統領)が反対したため、アメリカは TPP から脱退しました。

日本は米、酪農、小麦、砂糖等の主要 5 品目は日本政府が関税は撤廃しないと約束をして、TPP に参加しました。他の国々は何十年もかけて関税の全て撤廃を約束しました。アメリカが TPP 交渉から脱退しましたが、米国に代わって

日本が TPP 交渉をまとめ上げて、発効にまで至ったのは、日本政府の頑張りによるとの認識で、当のアメリカも他の国も日本政府の信頼性と交渉力は高く評価されています。

2020年に11カ国の自由貿易のエリアである TPP が発効しました。

他方、GATT/WTO は全世界のグローバルな無差別な自由貿易を提唱して始まりました。TPP のような一部の国々だけがグループを作って、その中だけで自由化することは、結局、経済のブロック化を招くので、ローズベルトとチャーチルが描いた自由貿易体制の理念に反し、本当は許されないはずなのですが GATT の発足時からこのグループ化を認めています。

当時 1948 年頃、既にヨーロッパでは、ベルギー・オランダ・ルクセンブルクの 3 カ国によるブロック化(関税同盟)や欧州経済共同体(EEC)などの経済統合・ブロック化が進んでいました。

GATT の理念を掲げながら、それら欧州の経済ブロック化に対しては、例外として認めることにしました。ただし、GATT に定められたいくつかの条件を満たした場合に限るとしました。

しかし、国々はその後 1995 年ごろから急速にこの例外規定を使って、地域ブロック化(地域貿易協定)を進め、その数は今や 350 件ほどであり、その元祖が欧州連合(EU)であり、最近の事例が TPP です。

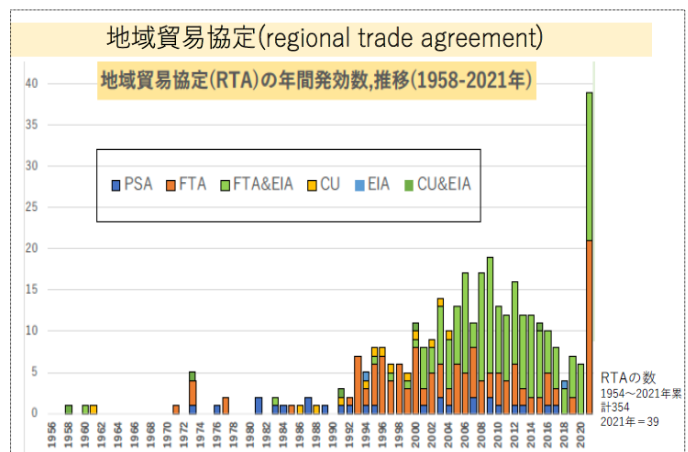
このよう地域貿易協定が世界で約 350 件あります。WTO に加盟している国が 164 です。これは一国で幾つもの自由貿易のエリアを抱えているからです。日本も 20 件程度の協定に加盟していますし、EU も 40 件程度の地域貿易協定を発効させています。

先に申し上げたデジタル貿易の自由化に必要な 4 つの条件をすべて組み込んでルール化している地域貿易協定の典型は TPP です。

TPP が、デジタル貿易の自由化を最もやり易く組み込んだ協定であると言えます。

世界中にある約 350 件の地域貿易協定は一気にできた訳ではありません。

右のグラフは横軸が西暦(1956~21 年)で、縦軸がその年にできた地域貿易協定の数です。最初の RTA は 1958 年にできた EU です。2021 年は地域貿易協定が 40 件弱できましたが、それを除けば地域貿易協定のピークは 2009 年であり、その年に 1 年間に 18 件程度できています。その後協定数は減少して 2020 年にイギリスが EU を脱退しています。脱退しても EU 加盟時と同じような自由貿易を行うために相手国との協定をイギリス独自で結ぶ必要があり 37~38 の協定を一気に作りました。普通協定を作るのに 4~5 年かかるのですが翌年に作り、中身はほぼ同じで EU 加盟時と同じように貿易をする事ができました。



地域貿易協定はいろいろなタイプがあります。WTO 加盟国は 164 カ国で先進国も途上国も加盟しています。対等に関税を下げて行くのは不公平であるとする途上国が多かった 1970 年代にクレームが出て無差別原則と言って対等に関税を下げるに経済力の弱い途上国が不利になるので途上国の方が引き下げ率は低くて良いのではないかという意見です。このような途上国を優遇するためにできたのが PSA と呼ばれる地域貿易協定です。PSA を締結したい途上国は、関税の域内撤廃率を自分達で決めて良いことになりました。2023 年までに PSA の数は 27 件が WTO に報告されています。

デジタル貿易は形がありませんので関税をかける事が難しい分野です (既述)。

WTO では、デジタル貿易のルールを地域貿易協定に組み込むということは「サービス貿易」の一部を自由化する事と同じだと考えられています。サービス貿易の中身は教育サービス、金融、コンサル、物流サービス等、多岐にわたっており、高度な技術やノウハウを持つ先進国に優位性があるのがサービス分野です。つまりサービス貿易の自由化ができる国は先進国に限られているというのが定説です。

なぜか、デジタル貿易の自由化を地域貿易協定に組み込むにはサービス貿易の自由化をする約束を WTO でしなければならない。それを含んだ協定は前頁グラフのグリーンで示したものです。2000 年

以降に増えていてこれは先進国が中心になって結んだものであり、当然、この中には 2018 年に発効した TPP も含まれています。

ロシアは専制主義的な市場経済国家といわれますが、2015 年に EU とほぼ同じような地域貿易協定を立ち上げており、ロシアを中心に 5 カ国からなり名称は EAEU と言います。その中身も組織構成も EU とほぼ同じで 2015 年にでき上がっています。

その目的は、できる限り旧ソ連時代の結束を回復させる仕組みを作るとともに、その仕組みを EU に近づけることで、将来は EU 諸国とも対等な関係で交渉できる地盤固めをしたいと考えたようです。崩壊したソビエト連邦を再度まとめ上げる為に EAEU を作る事で EU と経済活動ができるのではないかと考えたましたが、ロシア(プーチン大統領)は 2014 年にクリミヤを占領したことで西側諸国の反発を受けてしまいました。

IPEF (Indo-Pacific Economic Framework for prosperity)

新しいキーワードを紹介して終わりたいと思います。先程、地域貿易協定の話をしてきましたが、その延長線上に似たグループ化が進んでいます。これはアメリカが提唱したもので IPEF (Indo-Pacific Economic Framework for prosperity)と言います。この特徴は経済安全保障を目的にした地域のグループ化にあります。TPP 等は域内の貿易自由化から得られる経済的な利益を目的にしていましたが、IPEF の目的は経済的な利益を得ることではなく、これに参加する国々の相互の経済安全保障を強める為のグループ化にあります。

IPEF に参加すれば、参加した国々は、IPEF 域内で流通する資源を優先的に自国が調達できるようになります。具体的には、高度なレベルの半導体、電気自動車用の蓄電池、工業製品の性能向上に欠かせない希少金属、などが含まれますが、今後は食料なども関わってくるはずで、IPEF には、現在 14 カ国が加盟しています。この中にインドが入っています。インドは BRICS にも入っており、中間のグループに位置付けられます。先程デジタル貿易の自由化が最も進んだ地域貿易協定は TPP と言いましたが、IPEF でデジタル貿易の自由化のルールを更に進化させて組み込んで行くという方針があると聞いています。

【質疑応答】

Q: 国境を超えるデジタル貿易をどのように把握しているのか日本のデジタル貿易の金額はどの程度になって世界の中でどの程度の割合を占めているのか把握できていればその辺りをお伺いしたい。

A: 国境を超えるデジタル貿易について通常貿易で扱われるのは形のある商品、農産物、工業品とか鉱物資源ですが、その中にデータが入ってきています。私達はスマホで海外からデータを入手したらデータは国境を越えてきます。どこを通ったか解りませんが税関は通りません。デジタルのネットワークが全世界に貼り巡りされていればデータの移動は把握できるが、なければ把握できません。

デジタル貿易の取引額の質問ですが、商品のやり取りは計算できますが、デジタル貿易の取引額を金額で示す事ができるデータは、例えばデジタル映画、電子ブックなどでデジタルプロダクトに当てはまるものです。金額は調べますと出て来るが、今手元にはありませんが年々増えています。

Q: デジタル貿易の自由化とはどのような事か良く解らないが、デジタル貿易の自由化を進めているのはアメリカのようです。どのような意図で推進しているのかどの分野に恩恵が大きいのかを伺いたい。

A: 現在、私達は、インターネットを使って商品を買ったり、デジタル映画を見たり、フェイスブックで様々な人々と交流したりしますが、その殆どは Amazon や Facebook、Google とかのアメリカの企業が管理・運営しているデジタルプラットフォーム(デジタル市場)を介しておこなっています。

アメリカの IT 企業からすればデータが国境を越えて自由に移動できる状態は、自らのビジネス利益が増す事になりますし、アメリカ政府は伝統的に、昔から米国のグローバル企業が活動しやすい仕組みを支持していましたが、オバマ政権頃からは、デジタルの世界でも優位な立場にある米国企業を擁護してきた背景があります。

デジタル貿易の自由化が進んで恩恵を受けるのはアメリカ企業と言えるかもしれませんが、しかし現状

でそれが進んで行けば寡占化や独占化がさらに進みます。それを改善する方策、競争市場に戻す為の工夫を日本や EU は考えていて、その事にアメリカ(バイデン政権)が賛成するか否かは現在、明確な動きはありません。というのも、米国内でも、GAFAM(グーグル、アップル、フェースブック=META、アマゾン、マイクロソフト)に代表される IT 大企業が、デジタル市場を半ば独占しているので、この現状を改善して中小企業も自由にデジタル市場に参加できるようにすべきという考え方が、米国政府の中で強まっています。

ただしこの問題は、次期大統領選との兼ね合いがあるので、今後の推移を見るしかなさそうです。

今は、米国政府が、世界のデジタル市場を牛耳っている米国の IT 企業に対して、健全な競争市場に戻すために、それら米国 IT 大手企業を分割するのかが否かを含めて、今のバイデン政権には明確な姿勢が見えません。

岩田 伸人 (いわた のぶと) 先生のプロフィール

青山学院大学 名誉教授

出身：熊本県熊本市西区河内町

【経 歴】

1997年4月～2022年3月 青山学院大学(経営学部・地球社会共生学部)教授

2003年4月～2017年3月 青山学院大学(大学附置)WTO 研究センター所長

2004年12月～2013年12月 United Nations University/Institute of Advanced Studies(UNU/IAS)
国連大学高等研究所、客員教授

2007年4月～2009年3月 青山学院大学経営学部長/大学院研究科長

2009年6月～2011年6月 日本貿易学会会長

2010年4月～2016年3月 青山学院大学国際交流センター所長

2010年4月～2011年3月 経団連 21 世紀政策研究所,研究主幹

2015年4月～ (財)日本関税協会 理事

2022年4月～ (財)国際貿易投資研究所 客員研究員

2022年4月より青山学院大学名誉教授

所属学会：日本国際経済学会、日本貿易学会、

専門：国際貿易論

学位：博士(農学)

【主な著書】

『WTO と予防原則』(農林統計協会)2004年

『日本モンゴル EPA の研究』(文眞堂)2010年

『米国通商政策リスクと対米投資・貿易』(文眞堂)共著 2018年

FTA and Japan's Agricultural Issues(2006),Taiwanese Journal of WTO
Studies2006,Vol V、pp131-146

その他、多数。